# 近世後期の加賀藩前田家と摂家

二条家・鷹司家との縁組を中心に

葉

拓

真

る一部・身分集団であるとする認識が主流となった。近世の朝廷 展し、天皇・朝廷は幕府を中心とした幕藩制国家の機能を分掌す は幕府に丸抱えにされ、大名は天皇ではなく将軍と主従関係を結 んだ。領地・官位は将軍から大名に与えられるものであり、大名 一九七〇年代以降、近世の天皇・朝廷に関する研究は大きく進

本などと同様に「通路」・「両敬」の関係があり、公家―大名―老(2)

した。しかし同時に近世における公家と大名の間には、大名や旗

が儀礼などで天皇・朝廷と接触する場合、その多くに幕府が関与

中間の内証ルートの存在や婚姻、文化交流、財政援助、

朝廷儀礼

たとされている。同時に藩主の婚姻の経緯・手続きは時の政治構

の家格を決定する構成要素として江戸城における殿席が重視され

大名の縁組は家格を基準として婚姻の範囲が規定され、諸大名

などでつながりを有し、幕末には公家大名の縁家間での政治情報

いる。以上の点から、幕藩制国家における天皇・朝廷の位置付け(5) を明らかにする上では、朝・幕に加え、藩の存在も議論に組み込 の往来や公家を介した京都手入が行われたことが明らかにされて

はじめに

敬」などよりも特殊な背景の存在を想定しうるからである。 あり、大名家の存続にも重要な要素となりうるため、「通路」や「両 などの交際の在り方よりも公家との強固な関係を構築するもので 大名と公家との縁組について加賀藩前田家を事例として検討する。 縁組は公家と大名家の間に血縁関係を形成するという点で、「通路」 んでいくことが必要であると考える。 本稿では公家と大名家の関係を考える上で重要な要素となる、

造・政治状況に規定されたことが指摘されている。(®)

を行っていたと認識していたことを明らかにしている。 むようになり、公家と大名との婚姻については、大名側が血の「貴 徂徠が『政談』において、大名が公家の家の貴種性を求めて縁組 害が一致したことにより、江戸時代には広く行われたとし、荻生 種」性を求め、公家側が大名家からの経済援助を求め、両者の利 平井誠二氏は、大名は次第に軍功に代わって貴種との血縁を望 しかし、近世の公家と大名家との縁組に関する研究は少なく、(3)

どこまで反映したものであるのか、大名が公家の価値を公家の血 研究や、大名と公家との縁組に関する事例蓄積と直接的な史料の あると考える。 の貴種性のみに見出していたのか、なお検討の余地を残すもので 持つが、荻生徂徠の認識が、現実の大名と公家との縁組の状況を しかったと思われる。そうした中で平井氏の指摘は重要な意味を な変化や、公家と大名の縁組に特有の在り方を追求することが難 定する要素や公家との縁組が大名家に与える影響、そして時期的 少なさがあったと考えられる。そのため大名と公家との縁組を規 未解明の部分が多い。その背景には基盤となる近世の天皇・朝廷

時期的な変化について、これまで指摘されてきた血の貴種化のほ は、縁組を規定する要素や縁組による影響、そして近世を通じた か、(1)公家の特性、(2)幕藩関係および藩政の状況、(3)朝 従って公家と大名家との縁組についてより深く理解するために

幕関係を踏まえて検討していくことが必要になると考える。

との縁組が行われたのか、②摂家との縁組は近世を通じて時期的 り、財政問題も根本的な要因とは言い難い。近藤氏の研究は前 後述するように、当初から公家との縁組が決定されるケースがあ のみが詳細に検討されている。 の関係については、近藤磐雄氏によって五代藩主前田綱紀の時期 で縁組を謝絶するケースもあったことが指摘されている。公家と 後継争いの回避のために、再婚相手として求められ、財政難の中 でに存在する場合、有力大名との再縁によって生じる恐れのある は、すでに帯刀千秋氏の論考があり、公家との縁組は、 素によって規定されたのか、という点について明らかにしていきたい。 にどのような変化を見せるのか、③摂家との縁組がどのような要 の前田家と公家、特に摂家との縁組に注目し、①どのような摂家 綱紀を顕彰する意味合いが強く、近世を通じた検討は行われていない。 本稿において事例とする加賀藩前田家の縁組の全体像について 本稿は両氏の成果を基にしつつ、新たな史料を加え、近世後期 しかし帯刀氏の指摘については、 嗣子がす

# 一、一八世紀後半における摂家との縁組

いた。表一は、 「通路」を列記した史料である、「御通路帳」・「御通路諸侯」とい 近世の前田家は大名などと同様に、摂家とも「通路」を有して 加賀藩前田家と大名・旗本・公家・寺社などとの

### 加賀藩前田家と摂家との「通路」 表一

摂家	通路帳①(享保)	通路帳②	通路帳③(寛政)	通路帳④(化政以降)	御通路諸侯
一条	0	0	0	0	〇(一条実良:天保 6 ~慶應 4)
二条	0	0	0	. 0	〇 (二条斉敬:文化13~明治11)
九条	0	0	0	0	〇(九条幸経:文政 6 ~安政 6)
近衛	0	0	0	0	〇(近衛忠房:天保9~明治6)
鷹司		0	0	0	〇(鷹司輔熙:文化 4 ~明治 11)

- \*「御通路諸侯」(加越能文庫 特一六.一三.七)、「御通路帳」
  - ①享保十二・三年(加越能文庫 特一六.一三.九)、
  - ②天明期(加越能文庫
  - 特一六 . 一三 一〇)、 特一六 . 一三 一一)、 ③寛政期(加越能文庫
  - 特一六.一三.八)より作成 ④化政期~明治九年(加越能文庫
- \*○はその「通路帳」に記載があることを示す
- 「御通路諸侯」の項には記載のある人物のうち幕末期の当主の名とその生没年を記した

摂家と加賀藩前田家との が成立していることがわかる。そして「御通路諸侯」 摂家との「通路」が見られ、天明期までに全ての摂家との「通路」 家全ての幕末~明治初期にかけての当主の名が記載されており、 表一から、享保期までに、縁組を行った二条家をはじめとした 「通路」 は、 近世を通じて幕末まで存続 には、

とのみ縁組を行っている。 前田家と二条家との最初の縁組については、二条綱平の要請を

司家と集中して縁組を行っている(表二:加賀藩主・公家との

覧)。前田家は全ての摂家と「通路」を有しながら、この二家

よびその縁家

(有栖川宮)

と、一九世紀

(文化~安政期)

には鷹

に二条家お

していたことがわかる。

その中でも前田家は一八世紀前半(元禄~寛延期)

たことによって成立している。 れを了承したことで加賀藩へ通達され、藩主宗辰がこれを了解し 君:二条吉忠女・前田綱紀孫) あると考えられる。実際にこの縁組は、有栖川宮職仁へ「政所」 条吉忠女・綱紀孫であることから、二条家との関係の延長線上に 縁組が決定されている。 (2)の縁組も有栖川宮職仁簾中辰君が二 それ以降、(1)享保二〇年と(3)寛延三年の二度、二条家との 綱紀へ伝達される形で元禄一一(一六九八)年に決定されている。 うけた桂昌院の仲介により、最終的に徳川綱吉の命令として前田 から内々に話が通され、 職仁がこ

う史料に記載されている摂家の家名の一覧表である。(4)

### 表二:加賀藩藩主・公家との婚姻一覧

大名	家督	石 高(石)	家格	詰 間	官位	正・側室	女嫁先(家格)	家督以外男子	備考
前田	利家(天正 11 ~慶長 3)		外様		贈従一位 大納言 筑前守		三女万里小路充房室	次男利政の次 女四辻公理室	
	利長(慶長3~慶長10)	1200000(慶長 5)			従三位 中納言 肥前守				
	利常(慶長10~寛永16)	1192760			従三位 中納言 筑前守		四女八条宮智忠室(東福 門院猶子として)養女竹 屋光長室		夫人は徳川秀忠女
	光高(寛永 16 ~正保 2)				正四位下 左小将 筑前守				夫人は家光養女(水戸頼房女)
·	綱紀(正保2~享保8)			大廊下	従三位 参議 加賀守	1	六女二条吉忠室(元禄11年) ● 養女 (前田孝行女) 三条西公 福室→綱紀六女の伽役として		
	吉徳(享保8~延享2)				正四位下 参議 加賀守		養女二条宗熙と縁組(享 保20年)●女二条宗基と 縁組(寛延3年)●		二条宗熙・宗基は双方との婚礼前に死去夫/ は綱吉養女(尾張綱誠女)
	宗辰(延享2~延享3)				加賀守	有栖川宮職仁親王養 女と婚約(延享3年) ●			有栖川宮職仁の簾中は二条吉忠女・前田綱系 孫
	重熙(延享4~宝暦3)				正四位下 左中将 加賀守				
	重靖(宝暦 3)				正四位下 左少将 加賀守				
	重教(宝暦 4 ~明和 8)				正四位下 左中将 加賀守				夫人は紀伊宗将女
	治脩(明和8~享和2)				正四位下 贈従三位 参議 加賀守				
	斉広(享和2~文政5)				正四位下 左中将 加賀守		女鷹司輔熙と縁組 (文政 10年) ▲		最初夫人は尾張宗睦養女(松平勝当女)
	斉泰(文政 5 ~慶応 2)				正二位 権中納言 加賀守		三女二条基弘室● (明治期)		夫人は家斉女
	慶寧(慶応2~明治4)				従三位 贈従二位 参議 加賀守	鷹司政通女と婚約(天保2年)▲継室鷹司政通養女(久 我建通女:安政5年)▲	四女有栖川宮威仁室五・ 六女近衛篤麿室		

●=二条家との縁組 ▲=鷹司家との縁組 \*『寛政重修諸家譜』続群書類従完成会、木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』三 雄山閣出版 1989、帯刀千秋「「加賀藩前田家の縁組に関する考察」(田中嘉男『日本海地域史研究』第六輯1984)より作成

- 年結納、宗煕死去により婚姻は行われず (1) 享保二〇 (一七三五) 年:二条宗煕=前田吉徳養女元文元
- 婚姻は行われず 栖川宮職仁室は二条吉忠女・前田綱紀孫)、宗辰死去により 栖川宮職仁室は二条吉忠女・前田綱紀孫)、宗辰死去により(2)延享三(一七四六)年:前田宗辰=有栖川宮職仁養女(有
- 姻は行われず 七五一) 年結納、宝曆四 (一七五四) 年の宗基死去により婚(3) 寛延三 (一七五○) 年:二条宗基=前田吉徳女、宝暦元 (一(3) 寛延三 (一七五○) 年:二条宗基=前田吉徳女、宝暦元 (元)

るケース(B)の両方が想定されていたが、前田家はそのほぼ全なを嫁がせるケース(A)と、二条家から前田家へ子女を嫁がせる。しかし前田家は一八世紀後半以降二条家からの縁組要請を謝る。しかし前田家は一八世紀後半以降二条家からの縁組要請を謝る。しかし前田家は一八世紀後半以降二条家からの縁組要請を謝る。しかし前田家は一八世紀後半以降二条家からの縁組要請を謝る。しかし前田家は一八世紀後半以降に、少なくとも以下に挙げた六度の縁組要請があった。その中には前田家から二条家へ子がた六度の縁組要請があった。その中には前田家から二条家へ子がた六度の縁組要請があった。その中には前田家は二条家との新規少なくとも一八世紀前半の段階では、前田家は二条家との新規少なくとも一八世紀前半の段階では、前田家は二条家との新規

特一六 二八 二○-二一)(史料一)(A)① 明和六(一七六九)年正月:「袖裏雑記」二一(加越能文庫

- 二八-二〇-二一)(A)②明和六年四月二十日「袖裏雑記」二一(加越能文庫 特一六
- 第十編五八○頁〉(A)
  ③ 寛政六(一七九四)年十二月七日:「政隣記」(『加賀藩史料』
- (加越能文庫 特一六 :二五:二二)(史料二)(B)④ 文化一一(一八一四)年八月:「御親翰帳之内書抜 雑之部」(2)
- ⑥ 文政一一(一八二八)年四月:「御親翰帳之内書抜」(『加賀藩(加越能文庫 特一六 ·二五-二二)(史料二)(A·B)
- 史料』第十三編八八三頁)(A)

史料一「袖裏雑記」二一明和六年正月(加越能文庫

特一六

八-10-11

### (前略)

てを謝絶している

松平備後守殿 息女有之候様被 聞召候、養女ニ被仕御縁組(前周利牌、大聖寺護主) 息女之内御縁組御内談被仰合度候、御相応之息女無御座候ハヽ、息女之内御縁組御内談被仰合度候、御相応之息女無御座候ハヽ、年内丹羽権平交代ニ而罷帰候付、御覚書を以被仰合候 中 将 殿年内丹羽権平

二条家からの縁組要請を謝絶するにいたっている。 と、大聖寺藩主の息女を養女とする形での縁組を希望し、相応の息女がいない場合は、分家である大聖寺の縁組を希望し、相応の息女がいない場合は、分家である大聖寺の縁組を希望し、相応の息女がいない場合は、分家である大聖寺の縁組を希望し、相応の息女がいない場合は、分家である大聖寺の縁組を希望し、相応の息女がいない場合は、分家である大聖寺の縁組を希望し、相応の息女がいない場合は、分家である大聖寺の縁組を希望し、相応の息女がよいない場合は、分家である大聖寺の縁組を希望し、相応の息女がよいない。

史料二「御親翰帳之内書抜「雑之部」(加越能文庫「特一六・二五」

### ④ 文化十一年八月

二条 様御内藤木右衛門より 「勝 千 代 様御縁女様御死去ニ(゚#\*)

趣等、年寄中より詰人を以右衛門へ申達候事、町人菅波屋三郎助迄申来候ニ付、外御一門様より御内約有之(゚カロメルルルタテルᲠ/ペ) 保へ者、二条様姫君様之内御縁組被 仰合度之義、内々御当地候へ者、二条様姫君様之内御縁組被 仰合度之義、内々御当地

## ⑤ 同月(註:文政元年十二月)

迷惑被及御断候旨等被仰遣、甲 斐 守より以紙面申達、座候、(中略) 彼是 御思慮も被為在候へ共、前文之訳故乍御に付、御様子有之、当時江戸向之外者先被及御断候時宜合ニ御被 仰合度旨、被仰進候付、御請者追而可被仰上旨被 仰入候一 二条 様より当夏御使者有之砌、此後御出生有之次第御縁約

そして年寄が二条家へ縁組の謝絶を伝えていることから、この論 標前田家において子女の出生があった場合、縁組を希望したが、 では藩主斉広が「江戸向」以外との縁組を行わないという論理を、 あるとし、年寄長連愛から二条家へ縁組の謝絶を伝えている。⑤ 家・徳川一門を中心とする)以外との縁組を滑望する旨を なえたが、藩主前田斉広は「江戸向之外」、この場合は大名(御三 なえたが、藩主前田斉広は「江戸向之外」、この場合は大名(御三 なったが、藩主前田斉広は「江戸向之外」、この場合は大名(御三 をいるを、終組を希望する旨を なるとし、年寄長連愛から二条家へ縁組の謝絶を伝えている。⑤ あるとし、年寄長連愛から二条家へ縁組の謝絶を伝えている。⑤ をは、二条治孝は今後加賀 をして年寄が二条家へ縁組の謝絶を伝えていることから、この論 をして年寄が二条家へ縁組の謝絶を伝えていることから、この論

理は藩主斉広と年寄中との合意の上で示された論理であったこと

がうかがえる

び徳川一門の溜詰大名にほぼ限られ(表五:一八世紀以降におけ る前田家の当主・嗣子一覧)、「江戸向」以外との縁組謝絶は、単 た可能性が高い。 に二条家への縁組謝絶のための論理ではなく、現実の方針であっ しかし後述するように、この時期の前田家の縁組は、 御三家及

ともうかがえる。 であったと考えられる。また史料一で藩主重教は「無拠指支」で 戸向」)以外からの縁組を謝絶するという加賀藩の方針によるもの くとも明和期以降には行われなくなり、文政期までに前田家の縁 組候補から二条家は除外されたことがうかがえる。それは大名(「江 あり、一八世紀半ば(元禄から寛延期)までは行われたが、少な 「心外」だと述べており、前田家の内部事情が考慮されていたこ 以上のように、二条家との新規の縁組は、大奥・将軍の関与も

されている。後に縁組を結ぶ鷹司家からは、寛政八(一七九六)(3) 年六月に前田家へ縁組の要請が行われている 一八世紀後半には二条家以外の摂家からも前田家へ縁組が要請

史料三「筆のまにまに」寛政八年六月二十一日条(金沢市立図書 館奥村文庫〇九四-〇-一六-三

六月廿一日

一左之覚書 家来 千田庄太夫方迄到来

関白様姫君様御儀、(鷹司攻熙) 津守様江御聞合被成候処、 左候得者、当春関東 旬再度御断被仰進候、然上ハ此上被仰込候儀如何ニ思食候得 仰込候所、御断被仰進候、然所強而再応被仰込候所、 若 関東之御振合を被思食御断之儀ニ而も可有之歟 年頭使高橋兵庫頭被遣候節、A堀田摂 亀万千様江御縁組之儀、先達而被(®semmaks) 如別紙於 関東御差支無之段、 四月下

共

条之儀ニ付御断ニも被及候事ニ御座候得者、余り御残念被思 候由ニ御座候、何れニ御家柄御懇望ニ付被仰込候処、右ニケ 座候、然共御国之御振合如何可有御座候敷と思食、未被仰込 思食候儀も候ハんか、此儀ニ御座候得ハ、 御釣合も被為有候ニ付、 右之趣ニ而ハ、関東御差支ハ無之儀と奉存候、B若又 返答に御座候、定而御一枚之御返答に而者有之間敷と奉存候、 二条様より御口添も被為有候様ニ可被成との思食ニ御 自然此御方様へ被対、 勿論御差支ニ不相 如何ニも被 二条様

(中略)

食候との御事に御座候

五月廿四日

荻野典薬大允

此覚書庄太夫より入内見候時 次旨庄太夫より為申遣C 同席中へも及内談候上、 難取

の二つの問題へ対処した上で、前田家へ縁組の要請を行っていた。 る史料である。史料から、鷹司家から何度も縁組の要請が前田家 熙女と亀万千(後の前田斉広)との縁組を前田家側へ要請してい 史料四は、荻野典薬大允という人物を通じて、鷹司家から関白政 では、年寄中で内談が行われたが、荻野からの書状は藩主治脩に そして「御国之御振合如何」という部分から、 を行った二条家との関係(B)が問題であると予測しており、こ て鷹司家側では、幕府向きへの支障(A)と、前田家と三度縁組 にあり、その度前田家が縁組を謝絶していたことがわかる。 議していたことがわかる(C)。 は取り次ぎ難い、すなわち縁組の要請を謝絶するよう年寄中で詮 の内政状況を考慮していたこともうかがえる。 「筆のまに〃〃」は年寄奥村尚寛の職務記録であると思われる。 鷹司家側が加賀藩 しかし、 前田家側 そし

前田治脩の嫡子斉敬との縁談が持ち込まれているが、これも成立 幕府の方針や鷹司家・二条家側の事情ではなく、二条家のケース と同様、加賀藩独自の事情が影響していた可能性が考えられる。 年寄中は摂家との縁組は藩主に取り次ぎ難いと認識していたこと なお明和期には一条道香と前田重教女との縁談が持ち込まれて なお明和期には一条道香と前田重教女との縁談が持ち込まれて なが、前田家はこれを謝絶し、安永八(一七七九)年にもそれ なが、前田家はこれを謝絶し、安永八(一七七九)年にもそれ なが、前田家はこれを謝絶し、安永八(一七七九)年にもそれ なが、前田家による鷹司家からの縁組要請謝絶に関しては、 以上から、前田家による鷹司家からの縁組要請謝絶に関しては、

とした公家との縁組を行わない方針が示されたのであろうか。められ、そのすべてを断っている。ではいつから二条家をはじめしていない。一八世紀後半の前田家は、専ら摂家側から縁組を求

四甲戌二月マデ 御親翰帳之内(加越能文庫 特一六 :二史料四「袖裏雑記」十七 宝暦三癸酉(一七五二)歳正月ヨリ同

(前略)

八-110-1七

只今御請ハ難申上旨、返書申遣、組ハ不可然義と僉義ニ而、此節之儀其上ちと様子も有之ニ付、伏見宮様より御縁談之儀申来候へとも、当時京都向より御縁

(後略

幸」)が、前田家の「京都辺」との縁組を謝絶する一つの論理とし(公家)との縁組は行わないという詮議がなされており、その上で様子」(詳細不明)もあるため、承諾はし難いと伏見宮家へ返答の縁組謝絶の方針を示している。さらに宝暦四年の常陸宮(有栖の縁組謝絶の方針を示している。さらに宝暦四年の常陸宮(有栖の縁組謝絶の方針を示している。さらに宝暦四年の常陸宮(有栖の縁組謝絶の方針を示している。さらに宝暦四年の常陸宮(有栖の縁組を制めて、現在「京都向」と知四によれば、伏見宮家からの縁談に対して、現在「京都向」

との縁組が謝絶されたと推察される。 でこれが「江戸向之外」との縁組謝絶という方針と連動し、摂家関延三年までは二条家との縁組を行っていることから、宝暦期が寛延三年までは二条家との縁組を行っていることから、宝暦期がの事例も含む)も、公家との縁組謝絶につながった可能性が高い。の事例も含む)も、公家との縁組謝絶につながった可能性が高い。

以上の一八世紀後半における前田家と摂家との関係を考える上以上三点である。これらの点は前田家と摂家との関係を考える上まながら、以下の点を指摘できる。①宝暦期ころに二条家をはじめ、がら、以下の点を指摘できる。①宝暦期ころに二条家をはじめ、以上三点である。これらの点は前田家と摂家からの縁組要請謝絶において、一つの画期となっていたと考えられること、②縁組謝絶の背景として、前田家の内部事情が考慮されていたと考えられること、③摂家からの縁組要請かとと、②縁組謝絶の背景として、前田家の内部事情が考慮されていたと考えられること、室をはいから、以下の点を指摘できる。①宝暦期ころに二条家をはじめ、以上の一八世紀後半における前田家と摂家との縁組状況の検討以上の一八世紀後半における前田家と摂家との縁組状況の検討

## 一、一九世紀における鷹司家との縁組

広の継室として迎えている。史料五はそれに関する史料である。関わらず、文化四(一八○七)年に関白鷹司政熙女を藩主前田斉前田家は二条家との縁組を化政期に至っても謝絶しているにも

諸事覚書」一二 加越能文庫 特一六、四一-一四〇-三) 史料五「御留守中諸事覚書」文化四年七月二十二日条(「御家考方(s))

所発 足、六月七日京都到着、一大地縫殿左衛門儀、於江戸表御内用有之、当五月廿三日同

### (中略)

而被仰入候通、姫君様之内与御縁組被申合度奉存候、答におよひ不申候、然処今度弥再縁組致し度存念に付、先達姫君様御縁談之儀、其砌は未再縁之存寄無之に付、右之御姫君様御内意度儀ハ、則先達而 利 倉 善 佐より粗御承知之通、得御内意度儀の、則先達而 利 倉 善 佐より粗御承知之通、

### (中略)

処 御大慶思召候、尤先年以来此方より被仰込置候儀候得は、 理・御茶等被下之、畢而重而兵庫頭罷出、 其通あなた様より被仰込候御仕向ニ致し度段等申述候 前段之趣始終得与申述、 申上候処、先以 而御満足不薄、 委細承知、追付 関白殿 江可申上旨ニ而相退候上、(鷹司東無) 弥被仰越候通御内約被成度候 姫君様之内与御縁組被仰合度候趣、 先年以来被仰込候儀御座候ハヽ、尤 被仰聞候趣共具ニ  $\widehat{\mathbf{B}}$ 甚以 Â 御料 別

### (中略)

史料五によれば、江戸の藩主斉広から京都へ使者が派遣された。 と縁組の許容と「大慶」の返答を得た(B)。 と縁組の許容と「大慶」の返答を得た(B)。 と縁組の許容と「大慶」の返答を得た(B)。 との議記を希望する旨を鷹司家側へ打診した。その際に当初 は鷹司家側から希望したことであるならば、その通りに鷹司家側 がら希望した形にすることを要望した(A)。 を高可政煕女と は鷹司家側から希望したことであるならば、その通りに鷹司家側 がら希望した形にすることを要望した(B)。 との通りに鷹司家側 がら希望した形にすることを要望した(B)。 を満国政煕から縁組の許容と「大慶」の返答を得た(B)。

鷹司)A・(鷹司→前田) Bの双方のケースが見られる。 で決定されている。鷹司家との縁組をみると、嫁ぎ方は(前田→その後も鷹司家と前田家との縁組に対して積極的な姿勢をみせていた。 あるが、後に縁組について藩主斉広から鷹司家側へ要望しており、あるが、後に縁組について藩主斉広から鷹司家側へ要望しており、

- (8)(3)(3)(3)年:鷹司輔煕=前田斉広女-鷹司家から(1)文政十(一八二七)年:鷹司輔煕=前田斉広女-鷹司家から
- したため最終的に行われず(A) 鷹司家からの要請、天保二年に内約:政通女が死去(2)天保二(一八三一)年:前田慶寧=鷹司政通女-天保元年に
- 通女) -慶寧は再婚、前田家側の意向(史料七):安(3) 安政四(一八五七)年:前田慶寧=鷹司政通養女(久我建

### 政五年四月に婚礼 (A)

天保二年の事例では、鷹司家の家司から藩主斉泰と家斉女溶姫 との間の男子(のちの前田慶寧)と鷹司政通女との緑組が要請された。このことは藩主斉泰に披露し、年寄らの詮議の内容は追っれた。このことは藩主斉泰に披露し、年寄らの詮議の内容は追っれる。ここでは年寄・家老→藩主→奥というルートで意志の確認いる。ここでは年寄・家老→藩主→奥というルートで意志の確認いる。ここでは年寄・家老→藩主→奥というルートで意志の確認がなされた上で鷹司家との縁組が決定されている。

とあることから、鷹司家側から前田家へ送られた書状と思われる。よる記録である。史料六③は始めに「加州中将様御再縁之御儀事)御用主附・安政度の婚礼御用を命じられた、年寄奥村栄通に様御再婚一件帳書抜」(史料六③)は、ともに筑前守様(前田慶方手留」(史料六①・②)・「筑前守様御再婚一件」所収「筑前守次いで安政四(一八五七)年のケースについてみていく。「御用

特一六、四〇-八七) 中州六①「御用方手留」一一安政四年八月四日条 (加越能文庫

### (中略)

以来区々御僉議御座候へ共、或者丙午之御年抔ニ而可然御姫一当朔日大村肴次郎別席ニ而 筑前守 様御再縁之義、其

(後略

を希望している。 を希望している。 を希望している。

政通の養女という形にしてまで、鷹司家との関係構築を求めたこの有望な候補として認識しており、藩主斉泰は慶寧の縁組相手をこの史料から、年寄奥村は鷹司家を「宜き御方」、すなわち縁組

特一六・一一-八七) サイン 御用方手留」一一安政四年九月十三日条 (加越能文庫

(前略)

取しらべ可有之候、此段被仰聞候

なく候、御引受御比合等之儀、追而可被仰出候間、先内々遊処、先達而御内意之趣何茂存寄無之旨ニ付、改而其御儀御進候上ハ、右御方々可被仰合与
思召候、各存寄御聞可被追候上ハ、右御方々可被仰合与
思召候、各存寄御聞可被正歳に被為成、御相応ニ付、應司太閤様御養女ニ被為成三歳に被為成、御相応ニ付、應司太閤様御養女ニ被為成

九

れ、年寄中には異論の無かったことが述べられている。
史料六②では、前田斉泰から縁組について年寄らへ諮問が行わ

月) 付書状 (「筑前守様御再婚一件」加越能文庫(特一六)史料六③「筑前守様御再婚一件帳書抜」 収録巳同月(安政四年九

加州中将様

三歳ニも存候間、太閤様御養女ニ被遊候処、(鷹鰲羅)

御再縁之御儀二付、

大納言(外稅建通)

殿息女貴君殿年齡十

中将様江御縁

### 18世紀後半~19世紀における阿波藩蜂須賀家と鷹司家 表三

家名	家督	殿席	官位	正室	子女
蜂須賀	重喜(元文3~享和1)		従四位下 侍従 阿波守		次女鷹司政熙室(鷹司政通母) 三女醍醐輝久室 四女中院通知室
蜂須賀	治昭(宝暦7~文化11)	大広間	従四位下 左少将 阿波守		
蜂須賀	斉昌(寛政7~安政6)		従四位上 左少将 阿波守	鷹司政熙女(文政 4)	
蜂須賀	斉裕(文政 4 ~明治 1) (家斉実子)	大廊下	正四位上 贈従三位 左少将 阿波守	鷹司政通女(天保 9)	次女鷹司輔政室

事故、

万様江之義御断ニ相成候而

二御座候 (B)

(中略

巳八月

相及候へ共、

此度之御義者、

太閤様思召二而御世話被進候御

御所望之通被致承知候儀

(人我建通女、鷹司政通養女)

殿追々成長二付、既二万方江縁組之義談合ニ

太閤様より大納言殿江御頼被仰進候趣、

被致承知候

大納言殿江者太閤様より御品能御頼被仰進候様との御次第、

組之御義

龍

院

様より御内々太閤様江御頼被仰進

『寛政重修諸家譜』続群書類従完成会、木村礎・ 藤野保・村上直編『藩史大事典』6 雄山閣出版 1990

より作成

回の縁組は、 側も久我家への依頼を承知していたことがわかる(A)。そして今 通から依頼するように、 真龍院から内々に鷹司政通へ依頼がなされ、久我建通には鷹司政 そして史料六③によれば、 太閤政通の意向によって世話がなされ、貴君と「万 前田家から要請されていたこと、鷹司家 前田慶寧と貴君との縁組について、

あったこと、年寄・慶寧・真龍院らにも意志の確認がなされたが 史料六①・②からこの縁組は加賀藩主である前田斉泰の意向で

ことがわかる (B)。 方」との縁組を断り、

前田家側の希望通りに鷹司家側が承知した

### 『加賀藩史料』対二条家助成金関係記事一覧表 表四

年月日	助成先	金額	助成理由	使者	備考	典拠
宝永 6.5/7	二条綱平	500 両			前田綱紀が二条綱平を本郷邸 に招請した際	政隣記
寛政 6.8/1	二条治孝	500 両	二条家屋敷焼失 に付き	北小路隼人正	二条家側からは 2000 両が要請されるが 前田家はその内 500 両の進上を決定	政隣記
享和3.10/5	二条治孝			鈴木縫殿	関白就任の申請を行いながらも、屋敷焼 失に付き二条家から毎年進上の助力 10 年分繰上要請	菅原直養覚書
文化 5	二条治孝	助成米5ヶ年 分一括進上	火災・吉凶物入 等に付き	鈴木縫殿		政隣記(文化 9.7 / 11 条)
文化9.7/13	二条治孝	戌年から再開 予定の助成米 繰上進上	財政悪化と借金 増加に付き	藤木右衛門	一条条側は汽牛からの助成米を至文化10年に繰り上げ、引き接いて三半の間は合力として毎年期成を繰り返して進上するように要請「頭離」、文化9.7/11歳)っ文化5年に5年分を一括で達しており、本来文化9年は地球店棚の年水ではない翌年から例午の助力来は19年につる300後に決定	政隣記
天 保 11.10/13	二条斉信	1000 俵	不明	隠岐播磨守	二条家員から250両の助成を芸譜・前田家園は今年・来年とに 分けて来1000数で振り教えるをと提案するも、二条家献は2500 機は必要として再注源を表す。前田家職は1000後を一括進上と し、年載を20年から25年とする妥協家を提示し、二条家徒者 が承諾	成瀬正敦日記・御家老 方諸事留帳
弘化3.5/14	二条斉信	1000 両	孝明天皇即位 式・大嘗会等勤 に付き	西村出雲守	- 条家からは 2000 再の助成要請天保 11 年の極替 1000 彼の返済の内費り 800 様は、300 様を今回の 1000 頁 の内から、500 様を3 年賦で返済、今回の 1000 頁は 例年の助成米の内から 100 様子 2 20 年賦で返済	官事拙筆・成瀬正敦日 記

縁組を望んでいたことがうかがえる 異論はなかったこと、そして史料六③(B)から鷹司政通もこの

の合意が形成され、前田・鷹司両家の希望が一致する形で行われ の縁組は、藩主による主導のもと、加賀藩中枢(藩主・年寄・奥) このケースでは、前田家から鷹司家へ縁組を希望し、 鷹司家と

謝絶していることと比較すると大きな違いである。

するという方針を示し、二条家をはじめ、摂家からの縁組要請を ある。宝暦~文政期に「江戸向之外」・「京都向」との縁組を謝絶 家を有望な縁組候補と認識し、前田家から関係構築を求めたので ていたと考えられる。安政期の前田家では、藩主・年寄らは鷹司

候補を取捨選択していたこと、③鷹司家との縁組は、 の候補から除外されていたこと=前田家は同じ摂家の中で縁組の だけでなく、前田家からも縁組要請)、②二条家が依然として縁組 望な候補とし、鷹司家との「重縁」が行われたこと(鷹司家から(4) 特徴がある。①前田家中枢 以上の検討から、一九世紀の前田家と摂家との縁組には以下の (藩主・年寄ら)は鷹司家を縁組の有 藩主による

されたのか、という点が問題となる。②に関しては、阿波藩蜂須 司家が有望な縁組の候補となり、その存在が藩主・年寄らに重視 縁組候補から除外されたのか、②そうした中、なぜ一九世紀に鷹 条家をはじめとした摂家(「江戸向之外」・「京都向」)が前田家の

主導のもと加賀藩中枢の合意が形成されたこと、以上三点である。

これまでの検討から、①なぜ一八世紀後半(宝暦期)以降に二

### 表五 前田家当主・嗣子一覧(18世紀以降)

藩主・嗣子	享年	官位	正室	子女	備考
宗辰(延享2~延享3)	22	正四位下左中将 加賀守	会津藩松平正容女		有栖川宮職仁親王養女と婚約(延享3年)●
重熙(延享4~宝暦3)	25	正四位下左中将 加賀守			
重靖 (宝暦 3)	19	正四位下左少将 加賀守	紀伊徳川宗直女		
重教(宝暦 4~明和 8)	46	正四位下左中将 加賀守	紀伊徳川宗将女		明和8年隠居
治脩(明和8~享和2)	66	贈従三位参議 加賀守	大聖寺藩前田利道女	養女会津藩松平容詮室 養女高松藩松平頼儀室	前田吉徳末子、明和6年に越中勝興寺から還俗
斉敬(安永7~寛政7)	17	正四位下少将 佐渡守	紀伊徳川重倫女		家督相続前に死去 近衛家から縁組要請 (安永8)
斉広(享和 2 ~文政 5)	43	正四位下左中将 加賀守	尾張徳川宗睦養女(松 平勝当女:享和3年) 継室鷹司政熙女(文化 4年) ▲	松平家室·大聖寺前田	文化3年離別
利命(寛政 12 ~文化 2)	5	_	紀伊徳川治宝女(享和 3年内約)		家督相続前に死去

●=二条家との縁組 \*『寛政重修諸家譜』続群書類従完成会、木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』三 雄山閣出版 1989、帯

▲=鷹司家との縁組 帯刀千秋「加賀藩前田家の縁組に関する考察」(田中喜男『日本海地域史研究』第六輯 1984)、『加賀藩史料』より作成

### 表六 二条家当主一覧(18世紀以降)

当主	享年	関白	御台所	女御	備考
吉忠	49	0	_	女桜町天皇女御	前田綱紀女と縁組
宗熙	21	_	<del></del>	_	前田吉徳養女と縁組(死別)
宗基	28	_	_	_	前田吉徳女と縁組(死別)
重良	18	_	_		
治孝	73	_	_	_	前田家へ縁組要請(明和・文化・文政)
斉信	60	_		_	前田家へ縁組要請(文政 11)
斉敬	63	0	_	_	

\*近藤敏喬編『宮廷公家系図集覧』東京堂出版 1994、小和田哲男・ 菅原正子・仁藤敦史編集『日本史諸家系図人名辞典」講談社 2003、 帯刀千秋「加賀藩前田家の縁組に関する考察」(田中喜男『日本海 地域史研究』第六輯 1984)、『加賀藩史料』より作成

\*「○」は関白に就任していることを示す

との縁組を集中して行う傾向は、加賀藩以外にも見られた。藩主家と鷹司家との縁組一覧)。一八世紀後半~一九世紀に鷹司家賀家も鷹司政煕・政通父子との縁戚を強化している(表三:阿波

た述のように、縁組は大名家にとって「御家」の存続にも関わるの。。

「重縁」には摂家の家格や血筋以外の要素も想定する必要があい。

「重縁」には摂家の家格や血筋以外の要素も想定する必要がある。

「重縁」には摂家の家格や血筋以外の要素も想定する必要が、

「重縁」には摂家の家格や血筋以外の要素も思定する必要が、

「重縁」には摂家のように、

「重縁」には見いる。

「重縁」には摂象のように、

「重縁」には摂象のように、

「重縁」には見いる。

「重縁」にはしましましましましまする。

「重縁」にはしましまする。

「重縁」にはしまする。

「重縁」にはしまする。

「重縁」にはしまする。

「重縁」にはしまする。

「をしまする。

「をしまするる。

「をしまするるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる

# 三、一八世紀後半における加賀藩前田家と摂家

この時期の前田家は、まさに「御家」の存続に関わる問題を抱え田家が抱えていた問題は財政の悪化だけではなかったと思われる。続されており(表四:対二条家助力一覧)、これだけでは二条家をしかし二条家への臨時・恒常の助力金は一八世紀後半以降も継

ていたのである。

表五は十八世紀の加賀藩主・嗣子とその正室及び子女の嫁ぎ先の一覧表である。表五によれば、一八世紀後半以降の前田家は当主や嗣子の早世が相次ぎ、極官である従三位参議に昇る者が四代にわたって存在していなかったことがわかる。特に二条家との縁組を謝絶した明和六年の前年には、藩主重教の嗣子の確保が問題となり、将軍家や支藩、領内の寺院から養子を迎えることが検討されており、紀伊徳川家から養子を迎えるとの風説も流れていた。そして明和六年、最終的に重教の末弟で領内の寺院に入寺していた。を職真を還俗させて養子とした。明和六年正月・四月の二条家との縁組謝絶の直接的な要因はこの点にあったと考えられる。二条の縁組謝絶の直接的な要因はこの点にあったと考えられる。二条の縁組謝絶の直接的な要因はこの点にあったと考えられる。二条の縁組謝絶の直接的な要因はこの点にあったと考えられる。二条の縁組書を行った明和六年の正月~四月は、重教の養子問題の渦中にあった時期である。そこに二条家との縁組を行う余裕はなかったのであろう。

約が行われた鷹司政通女と前田慶寧との縁組において、政通女が詰大名との縁組が多く行われていた(表五)。実際に天保二年に内池田家など)の中でも、御三家や会津藩松平家など徳川一門の溜選ばれ、それまで縁組を結んできた一門(広島藩浅野家や鳥取藩選川家の他、尾張徳川家、高松藩松平家、会津藩松平家などからまた一八世紀後半には、加賀藩主の正室や子女の嫁ぎ先が紀伊

### 表七:18世紀後半~19世紀における摂家の縁組(正室・武家への子女嫁先一覧)

### ①近衛家

当主	正室	将軍家	御三家・御三卿	大名
内前(享保13~天明5)	尾張徳川宗春女		_	1 (仙台):養女
経熙(宝暦 11 ~寛政 11)	有栖川宮職仁親王女王	1 (島津重豪実女)		<u> </u>
基前(天明3~文政3)	尾張徳川宗睦女		1 (尾張): 養女	1 (津軽)
忠熙(文化5~明治31)	島津斉興女	1 (島津斉彬養女)	1 (紀伊)	1 (津軽)
計	大1・親1・三2	2	2	3

### ②鷹司家

当主	正室	将軍家	御三家・御三卿	大名
輔平(寛保3~文化10)	毛利重就女	_		1 (仙台伊達)
政熙(宝暦 11 ~天保 11)	蜂須賀重吾女	1 (政通養女として)	-	3 (加賀・蜂須賀・上野吉井松平)
政通(寛政1~明治1)	水戸徳川治紀女	1 (政熙女)		2 (蜂須賀・加賀:養女)
計	大2・三1	1	0	6

### ③九条家

当主	正室	将軍家	御三家・御三卿	大名
道前(延享3~明和7)	尾張徳川宗勝女	_	_	
輔家(明和6~天明5)	<del>-</del>	<u> </u>	_	
輔嗣(天明4~文化4)	_	_		
尚忠(寛政 10 ~明治 4)	唐橋在熙女			
計	三1.堂1	0	0	0

### 4)一条家

当主	正室	将軍家	御三家・御三卿	大名
道香(享保7~明和6)	池田継政養女	_	1 (水戸)	<u> </u>
輝良(宝暦6~寛政7)	紀伊徳川重倫女			_
忠良(安永3~天保8)	熊本細川斉茲女	1	_	2 (伊予西条松平・岡山池田)
実通(天明8~文化2)		_	_	_
忠香(文化9~文久3)	伏見宮邦家親王王女	1 (慶喜夫人:養女)		2 (大和郡山柳沢・熊本細川)
計	大2·三1·親1	2	. 1	4

### ⑤二条家

当主	正室	将軍家	御三家・御三卿	大名
吉忠 (元禄 2 ~元文 2)	前田綱紀女	-		_
宗熙 (享保3~元文3)	前田吉徳養女×	<del>-</del>		
宗基(享保 12 ~宝暦 4)	前田吉徳女×	_		
重良(宝曆1~明和5)		_		
治孝 (宝暦 4 ~文政 9)	水戸徳川宗翰女	_	2 (一橋)	3(福岡黒田・蓮池鍋島・常陸府中松平)
斉信 (天明8~弘化4)	水戸徳川治紀女	_		
計	大3·三2	0	2	3

<sup>\*</sup>大=大名、三=御三家・御三卿、親=親王家 \*X=婚礼が行われなかった場合

<sup>\*『</sup>宮廷公家系図集覧』、児玉幸多ほか監修『日本史総覧』中世三・近世三 1984より作成

死去した際には水戸徳川家と会津藩松平家が縁組の有力候補となっている。こうした点から、先述のように「江戸向之外」・「京都向この縁組謝絶は、単なる二条家との縁組謝絶のための論理ではなく、現実の方針として理解すべきであろう。御三家・徳川一門の名。こうした点から、先述のように「江戸向之外」・「京都向」をの参り合いが考慮された可能性があったとともに、松平定信政格の基盤は御三家および一橋家であり、御三家が幕舶の意思決定権の基盤は御三家および一橋家であり、御三家が幕舶の育力候補となって関与していた。

位置(将軍家との親疎)を優先していたことがうかがえる。の維持のため、縁組においては武家社会内での家格や幕府内での相次ぎ、極官の従三位参議への昇進のない状況が続く中、「御家」連続した縁組解消に加え、藩主の早世や嗣子の確保などの問題が連続した縁組解消に加え、藩主の早世や嗣子の確保などの問題が一八世紀後半の加賀藩では、財政悪化や死別による二条家との

以上のように、①前田家の継承事情、②武家社会における御三

続・家格の維持といった点で問題を抱える中、御三家や徳川一門う点から、加賀藩前田家は摂家を縁組の候補から除外し、家の存早世による二条家の衰退・二条家とのと連続した縁組の解消といの縁戚関係喪失、④二条家と大奥との縁故喪失、⑤当主の相次ぐ家と溜詰の徳川一門大名の優位性(家格など)、③摂家と将軍家と

の溜詰大名との縁組が優先して求められたと推察される。

られる。 縁組謝絶という方針を示した背景も、こうした点にあったと考え向之外」・「京都向」・「京都辺」(二条家をはじめとした摂家)との向之外」・「京都向」・「京都辺」(二条家をはじめとした摂家)との まった いっぱ 悪中枢が、「江戸 とれる。

家などと並ぶ前田家の有望な縁組候補として認知されていた。には鷹司家が、藩主・年寄ら藩の中枢部によって重視され、御三との縁組謝絶という方針が示されながら、文化四年から安政四年しかし文政期に「江戸向之外」、 宝暦期に「京都向」・「京都辺」

# (2) 一八世紀後半以降における摂家の縁組と大名家

を一覧にしたものである。なお九条家では当主の早世と養子相続る摂家の当主とその正室、そしてその子女の縁組先(武家のみ)ものだったのであろうか。表七は一八世紀後半~一九世紀におけでは加賀藩前田家の縁組の背景にある摂家の動向はどのような

この点は以前から指摘されている。将軍家およびその一門が摂家 ・世徴としてあげられるのは、将軍家との凝象に見られる点である。 ・特徴としてあげられるのは、将軍家との縁組が見られること、そ が多く、摂家の主要な縁組候補は武家であった。表七から、まず が相次いだため、この時期の武家との縁組がほとんど見られない。

の有力な縁組候補であった。

る。近衛家についてみた場合、薩摩藩島津家・仙台藩伊達家・ ある。近衛家についてみた場合、薩摩藩島津家・仙台藩伊達家・ 弘前藩津軽家との縁組が見られる。この三家は一七世紀以前から 近衛家と交流のある家であり、それが維持されたものであったと 近衛家と交流のある家であり、それが維持されたものであったと 近衛家と交流のある家であり、それが維持されたものであったと のほか、加賀藩前田家との縁組を求め、熊本藩細川 家との「重縁」が見られる。二条家は加賀藩前田家との縁組が一 つつ、福岡藩黒田家・蓮池藩鍋島家との縁組が見られた。そして でい、仙台藩伊達家・上野吉井藩松平家・加賀藩前田家・阿波 のほか、仙台藩伊達家・上野吉井藩松平家・加賀藩前田家・阿波 のほか、仙台藩伊達家・上野吉井藩松平家・加賀藩前田家・阿波 のほか、仙台藩伊達家・上野吉井藩松平家・加賀藩前田家・阿波 のほか、仙台藩伊達家・上野吉井藩松平家・加賀藩前田家・阿波 のほか、山台藩伊達家・上野吉井藩松平家・加賀・阿波については「重 本籍須賀家との縁組が新規に行われ、加賀・阿波については「重 本籍須賀家との縁組が新規に行われ、加賀・阿波については「重 本籍須賀家との縁組が新規に行われ、加賀・阿波については「重 本籍須賀家との縁組が新規に行われ、加賀・阿波については「重 本籍須賀家との縁組が新規に行われ、加賀・阿波については「重 本籍須賀家との縁組が新規に行われ、加賀・阿波については「重

名家との縁組を、一八世紀後半以降行っているという点である。重要な点は、多くの摂家でそれまで縁組を行っていなかった大

主体的に模索していたことがうかがえる。田家に縁組の要請を行っており、摂家は新たな大名家との関係をもあったことがわかる。先述のように近衛家や一条家も加賀藩前の八世紀以降、摂家では従来から関係のあった大名家に加え、新

「重縁」は他の摂家と比しても多い。 
しかし近衛家では加賀藩前田家との縁組に失敗し、新たな大名 
しかし近衛家では加賀藩前田家との縁組には失敗したもの 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名と新 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名と 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名と 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名と 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名と 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名と 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名と 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名との縁組に失敗し、新たな大名 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名との縁組に失敗し、新たな大名 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名との縁組に 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名との縁組に失敗し、新たな大名 
ないる(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名との縁組・

技家が新規の大名家との関係構築を模索した背景については、大名家からの新規の合力の獲得の問題があげられる他、将軍宗家との縁組が長く摂家から離れたこと(七代家継~十代家治まで)、との縁組が長く摂家から離れたこと(七代家継~十代家治まで)、計算となっていたと思われるが、詳細は課題としたい。しかしいずれにしても、御三家に準じる家格を持つ前田家が、縁組の候補として摂家から有望視されていたのである。

九世紀に複数の摂家から前田家へ縁組の要請があったのは、摂以上の点から摂家の縁組について考えた場合、①一八世紀後半~

訳のもと、鷹司家と前田家との「重縁」が行われた背景となったたこと、③鷹司家が最も多くの大名家と新規に縁戚関係を形成し、たこと、③鷹司家が最も多くの大名家と新規に縁戚関係を形成し、たこと、③鷹司家が最も多くの大名家と新規に縁戚関係を形成し、の摂家が新規に大名家との「重縁」を構築できたわけではなかっの摂家が新規に大名家との「重縁」を構築できたわけではなかっなる家全体の主体的な動向の一環として位置づけられること、②全て

一九世紀に鷹司家が置かれた状況を検討する必要があろう。を縁組の重要候補として選択したのだろうか。その背景として、田家は「江戸向之外」・「京都向」との縁組を謝絶する中、鷹司家では何故鷹司家が複数の大名との新規の「重縁」に成功し、前

て重視された可能性もある。

四、一九世紀における鷹司家と諸勢力

## (1) 一九世紀の朝廷と鷹司家

政煕・政通の二代で五○年以上の長期にわたって関白に在任したたる。鷹司家は、尊号一件をきっかけとした幕府の信頼を背景に、文政一○年・天保元年は鷹司政通が関白に就任していた時期にあ前田家が鷹司家と縁組を行った期間は、文化四年は鷹司政煕が、

な政治状況から、太閤であった鷹司政通との関係が前田家によった政治状況から、太閤であった鷹司政通との関係が前田家によったの中、幕府が条約の勅許を朝廷に求めるなど、朝廷が政治的に重要な存在となっていた。そうした状況下でも、鷹司政通は太閤をなっており、依然として内覧の特権を保持し、安政五年七月に低別、依然として内覧の特権を保持し、安政五年七月に信約、依然として内覧の特権を保持し、安政五年七月にとが指摘されている。関白は幕府によって朝廷運営の中心に位ことが指摘されている。関白は幕府によって朝廷運営の中心に位

行において公家からの援助が期待された。 同時に近世を通じて、天皇の即位礼などの朝廷儀礼の一部は、 を依頼しており、加賀藩においても、朝廷が関わる武家儀礼の遂 を依頼しており、加賀藩においても、朝廷が関わる武家儀礼の必 の献上が行われる際、二条家へ加賀藩の使者への「執持」(世話) (62) を依頼しており、加賀藩においても、朝廷が関わる武家儀礼の道 (62)

られる。前田家と鷹司家との縁組を考える場合、こうした点にも朝廷での武家儀礼の遂行においても、一定の意味を持ったと考え幕府の信頼のもと関白を独占した鷹司家との関係は、大名による大名と朝廷との間での儀礼の多くは幕府の許可・指示のもとに大名と朝廷との間での儀礼の多くは幕府の許可・指示のもとに

### (2) 家斉政権と鷹司家

家斉の太政大臣任官と大名の官位上昇志向がある。 家斉の太政大臣任官と大名の官位上昇志向がある。 家斉の太政大名家との関係が重要な、特殊な時期であったといたとっては、将軍家との関係が重要な、特殊な時期であったといたとっては、将軍家との関係が重要な、特殊な時期である。家斉は自は、徳川家斉が将軍・大御所となっていた時期である。家斉は自は、徳川家斉が将軍・大御所となっていた時期である。家斉の太政大臣任官と大名の官位上昇志向がある。

たと考えられる。

「たと考えられる。

「たとって将来的に大奥や将軍への回路を期待できる存在となり得の

「成につながる可能性を持った。特に家斉政権下においては御の

「ののでは家斉孫である家定と政通養女との縁組によって、大名の

「大名のので、大名のである。将来の将軍との

「大名のとって将来的に大奥や将軍への回路を期待できる存在となり得

(3) 鷹司家をめぐる加賀藩前田家と他藩・寺院

最後に鷹司家との縁組と他藩・寺院との関係について見ていき

たい。

史料七「御親翰帳之内書抜 雑之部」(加越能文庫 特一六・二五-

文政四年六月

旨の召之旨ニ付、何も存寄無御座旨申上候事、屋江申来候由、遂僉議候様被の出、尤右之通御許容可被遊敬之御取扱ニ而御通路被成度旨被仰会、其趣聞番より御用部

を介して、直接の血縁なしに「両敬」が実現している。 なく、 直接の血縁関係も存在していなかったが、鷹司家との血縁いえる。加賀藩前田家と阿波藩蜂須賀家は必ずしも同格の家ではいえる。加賀藩前田家と阿波藩蜂須賀家は必ずしも同格の家ではでいる。 鷹司家との縁組が、大名家同士の交際を深化させたとすなわち、鷹司家との縁組が、大名家同士の交際を深化させたといえる。

係を有する摂家との縁組は、有力大名家同士の関係構築やその深の事例が示されており、外様の大藩や御三家・御三卿との縁戚関他に大名同士の「通路」を介した公家との「通路」の発生など

摂家との縁組によるメリットの一つであったと思われる。化に影響を与えるものでもあったといえる。それは大名にとって

寺の後住とするため、鷹司家と交渉を行っている。 西本願寺の「貰請」(養子)とする形にし、本山の連枝として勝興 西本願寺の決定した後継の住持に不満を抱き、鷹司政通の末子を に二十代住持の摂常が死去し、天保七年に摂喜が住持となる際 は重要な意味を持ち、東西本願寺との縁故を持つ鷹司家との関係 めぐる問題を発端とした百姓一揆の発生が指摘されている。 ており、文化三 (一八〇六) 年の勝興一件などをはじめ、 (5) の有力寺院である勝興寺において、天保五(一八三四)年の三月 は重要であったと思われる。実際に加賀藩は、領内の一向宗西派 ため、領内の一向宗寺院の支配のために東西本願寺とのつながり ていたのである。加賀藩はその領内に多くの一向宗の寺院を抱え いる。一九世紀において鷹司家と東西本願寺との関係が強化され(マン) と鷹司政熙女明君との縁組が、文政七(一八二四)年に行われて ことが確認できる。加賀藩領内では西派の連枝寺院である勝興寺 の時期に東西本願寺やその連枝寺院と連続して縁組を結んでいる 保期)における鷹司家と東西本願寺との関係である。鷹司家はこ そして加賀藩前田家にとって重要なのは、一九世紀(文政~天 その

ける鷹司家との縁組とその背景を中心に検討してきた。の二条家をはじめとした摂家との縁組交渉、および一九世紀におこれまで、前田家と摂家との縁組について、一八世紀後半以降

家との縁組においては、想定しなければならないであろう。でいる。した。しかし加賀藩中枢部は一八世紀後半に二条家を縁組の候補として浮上し、定着した。前田家は一八世紀後半の一九世紀にかけて、複数の摂家から縁組の要請を受けていたが、一九世紀にかけて、複数の摂家から縁組の要請を受けていたが、一九世紀にかけて、複数の摂家から縁組の要請を受けていたが、一九世紀にかけて、複数の摂家から縁組の要請を受けていたが、一九世紀にかけて、複数の摂家から縁組の展補として選択された。こうしたことから、摂家の家格や血筋以外の要素も、前田家と根で有望なる。したことから、摂家の家格や血筋以外の要素も、前田家と根である。

司政熙女)の影響力が大きかったと考えられる。安政四年のケースでは、一三代藩主斉泰および斉広正室真龍院(鷹ては、文化四年のケースでは一二代藩主斉広、以後の天保二年・心として加賀藩中枢部の合意が形成され、鷹司家との縁組におい一八世紀後半以降における摂家との縁組では、藩主・年寄を中

一八世紀後半から一九世紀における幕藩関係・加賀藩政や朝幕

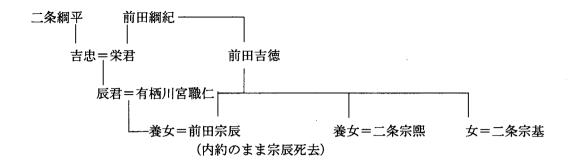
鷹司政通の存在などが、一九世紀前半における前田家と鷹司家と鷹司政通の存在などが、一九世紀前半における朝廷の政治的位置の浮上と関白・太閤であったよびその連枝との縁故、(3)家斉政権における御台所の実家を介した官位上昇工作の存在と鷹司家と将軍家との縁戚関係の喪失、③当主権掌握、(2)鷹司家と大奥(将軍家)・有力大名・東西本願寺およびその連枝との縁故、(3)家斉政権における鷹司家の朝廷内における実権掌握、(2)鷹司家と大奥(将軍家)・有力大名・東西本願寺およびその連枝との縁故、(3)家斉政権における鷹司家の朝廷内における実権掌握、(2)鷹司家と大奥(将軍家)・有力大名・東西本願寺およびその連枝との縁故、(3)家斉政権における御台所の実家を介した官位上昇工作の存在と鷹司家と将軍家との縁戚関係の喪失、③当主関係などを検討すると、①加賀藩前田家の継承事情に伴い、御三関係などを検討すると、①加賀藩前田家の継承事情に伴い、御三

のである。

本稿では摂家側の動向については部分的に言及するにとどまり、

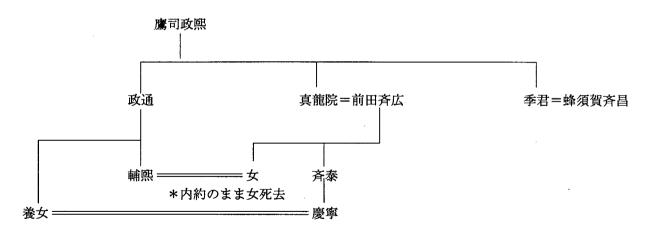
の縁戚関係強化につながったと推察される。

後さらなる検討を進めていきたい。ケースであるのか否かという点も今後検討すべき課題である。今また今回検討した加賀藩のケースが、他大名でも同様に見られる摂家側・幕府側の史料を用いた検討を行うことができなかった。



\*近藤敏喬編『宮延公家系図集覧』平文社 1994 から作成

### 系図B



\*「御通路諸候」、『加賀藩史料』、\*近藤敏喬編『宮延公家系図集覧』平文社 1994 から作成

- (1) 山口和夫「朝廷と公家社会」(歴史学研究会・日本史研究 会編『日本史講座六 近世社会編』東京大学出版会二〇〇五)
- 田伸之編『武家屋敷―空間と社会―』山川出版一九九四・同 山口和夫「近世の朝廷・幕府体制と天皇・院・摂家」(大 松方冬子「近世中・後期大名社会の構造」(宮崎勝美・吉 「両敬の研究」(『論集きんせい』 一五 一九九三)など。

3

津透編『王権を考える』山川出版二〇〇六)

- (4) (1) 公家との交際に関しては、久保貴子 「基熙公記にみえ 家」など、(3)文化交流に関しては、田中暁龍「公家の江 井伊家と三条家との縁組を検討した母利前掲「近世大名と公 と文化』吉川弘文館二〇〇三))などによって検討されてい 家サロン」(高埜利彦編著『日本の時代史一五 市江戸の構造』三省堂一九九七)、松澤克行「元禄文化と公 戸参向-江戸の武家文化との一つの接点-」(竹内誠編『近世都 家と武家の場合―」『姓氏と家紋』六一 一九九一、彦根藩 方史研究』六八 一九九二、平井誠二「江戸時代の婚姻―公 時代における公武婚姻―池田輝子を事例として―」『岡山地 六〇 二〇〇六など、(2)婚姻に関しては久保貴子「江戸 おける「由緒」と「通路」―」『新しい歴史学のために』二 出版一九九一)、母利美和「近世大名と公家―公武間交際に る公家と大名」(瀧澤武雄編『中近世の史料と方法』東京堂 元禄の社会
- (5) 井上勝生「幕末公家の政治空間」(笠谷和比古編『公家と の朝廷』中央公論社二〇〇七など。 を中心に―」『中央史学』二八 二〇〇五、家近良樹『幕末 武家Ⅱ「家」の比較文明史的研究』思文閣出版一九九九、清 水善仁「江戸時代の縁家についてー武家から公家への助力金
- (6) 白根孝胤「御三家における縁戚関係の形成と江戸屋敷」 『徳 川林政史研究所研究紀要』四一 二〇〇七
- (7) 稲垣知子 「近世大名の家格と婚姻再論」 (林董一博士古稀 世大名の婚姻範囲」(『法制史研究』五〇 二〇〇〇)、「近世 記念論文集刊行会編『近世近代の法と社会』一九九八)、「近 八)など。 大名の家格と婚姻 再論」(『東海地域文化研究』 九 一九九
- (8) 高橋博 「大名佐竹家の婚姻・通婚圏と幕藩関係」 『学習院 史学』三二 一九九四
- (9) 平井前掲「江戸時代の婚姻」。
- 10 〇 五 。 を行っている(『室町時代公武関係の研究』 吉川弘文館二〇 公家との縁組に言及した研究については前掲註四(1)・ (2)を参照。なお、中世後期については、水野智之が考察
- 11 帯刀千秋「加賀藩前田家の縁組に関する考察」 『日本海地域史研究』第六輯 一九八四)。 (田中喜男
- 12 近藤磐雄編『加賀松雲公』上・中・下巻 羽野知顕 (出版

る

- の評価には慎重である必要がある。
  る。しかし前田綱紀を顕彰する伝記としての性格が強く、そど、政治的活動や文化の側面から数多くの事実を提示していど、政治的活動や文化の側面から数多くの事実を提示してい家や高辻家などとの文化的・学問的な交流や、綱紀の上洛な家と一九〇九。近藤氏は、二条家との縁組をはじめ、三条西
- (3) 松方前掲「近世中・後期大名社会の構造」一二五頁。松方を「通路」という語を用いることに問題はないと判断し、大を「通路」という語を用いることに問題はないと判断し、大き「通路」という語を用いることに問題はないと判断し、大も「通路」という語を用いることに問題はないと判断し、大も「通路」という語を用いることに問題はないと判断し、大も「通路」という語を用いることに問題はないと判断し、大も「通路」という語を用いることに問題はないと判断し、大も「通路」という語を用いることに問題はないと判断し、大も「通路」という語を用いることに問題はないと判断し、大も「通路」の語を用いる。名一公家間の家同士の交際においても「通路」の語を用いる。名一公家間の家同士の交際においても「通路」の語を用いる。名一公家間の家同士の交際においても「通路」の語を用いる。名一公家間の家同士の交際においても「通路」の語を用いる。名一公家間の家同士の交際においても「通路」の語を用いる。
- (4) 現在加越能文庫には、「御通路諸侯」(特一六・一三-七) と題する近世中期から明治初年について記されたものが一つ、 一六・一三-一一、④化政期~明治九年(特一六・一三-八) 一六・一三-一一、④化政期~明治九年(特一六・一三-八) を題する近世中期から明治初年について記されたものが一つ、 が存在し、イロハ順に大名・旗本・公家・ について記した四つが存在し、イロハ順に大名・旗本・公家・ について記されたものが一つ、

- 九八四))、二条家は桂昌院と関係を有した。おり(北原章男「桂昌院」(『国史大辞典』五 吉川弘文館一(15)綱吉生母桂昌院は、二条家家司北小路宗正の養女とされて
- に関する考察」、若林喜三郎『前田綱紀』吉川弘文館一九六(16) 近藤前掲『加賀松雲公』、帯刀前掲「加賀藩前田家の縁組
- (17) 「袖裏雑記」十五「延享三年六月十八日付年寄・家老宛隼(17) 「袖裏雑記」十五「延享三年六月十八日付年寄・家老宛隼
- 編九六○・九六一頁)。(19) 「政隣記」元文元年十二月十一日条(『加賀藩史料』第六
- (20)「政隣記」は加賀藩士津田政隣(文化一一年死去)が、天(20)「政隣記」は加賀藩士津田政隣(文化一一年死去)が、天
- 編三七六頁)。(21)「袖裏雑 記」延享三年六月十八日条(『加賀藩史料』第七
- (22)「政隣記」宝曆元年正月九日条(『加賀藩史料』第七編六(22)「政隣記」宝曆元年正月九日条(『加賀藩史料』第七編六

- 四九・六五○頁)。(23)「政隣記」宝暦元年六月十五日条(『加賀藩史料』第七編六
- (24) この事実は帯刀前掲「加賀藩前田家の縁組に関する考察」
- (25) 公家から武家へ嫁ぐケースと武家から公家へ嫁ぐケースでは、血縁の発生の仕方が異なり、輿入料や結納金などの問題は、血縁の発生の仕方が異なり、輿入料や結納金などの問題と、(前田→二条)・(二条→前田)双方とも謝絶の対象となっている。また後述する鷹司家の事例についても、(前田→鷹司)・(鷹司→前田)両方のケースがあり、双方とも成立している。加賀藩前田家と摂家との違いを考慮に入れる必要があるか嫁ぎ先であるかの違いは大きく影響していなかったと思るか嫁ぎ先であるかの違いは大きく影響していなかったと思った。
- 纂したものである(前掲『加越能文庫解説目録』上巻)。が、多量に保存されていた近世前期以来の藩の法令を類別編(26)「袖裏雑記」は年寄役をつとめた奥村尚寬(宝暦七~享和三)
- (27)親翰とは藩主の書状である。
- (28) 前田斉泰は最終的に徳川家斉女と縁組を結んでいる。
- てご指摘を受けた。史料二の「江戸向」とは明らかに縁組の戸向」の解釈について質問を頂き、「江戸向」の解釈につい(29)「近世の天皇・朝廷研究第三回大会」の当日にフロアから「江

対象である。「江戸向」を将軍家と限定することは、家斉子対象である。「江戸向」を将軍家と限定することは、家斉子が諸大名へ嫁いでいる状況があるとはいえ、将軍家以外の女が諸大名へ嫁いでいる。史料二では「此後御出生有之次等御縁約」としていることから、二条家は勝千代を縁組の候第御縁約」としていることから、二条家は勝千代を縁組の候第御縁約」としていることから、二条家は勝千代を縁組の候第個縁約」としていることから、二条家は勝千代を縁組の候第個縁約」としていることから、二条家は勝千代を縁組の候第個縁約」としていることから、二条家は勝千代を縁組の候第個縁約」としていることから、二条家は勝千代を縁組の候第個縁約」としていることになり、現実的ではない。また実際勝千代(のちの前田斉泰)は文政六(一八二三)年に家斉の諸とは、一門の大会に、一門の大会に、一門を中心とする大名」と解釈すべきである。また後述を書から、一次により、一次に、京子とは、、家斉子が第一次に、「江戸向」を将軍家と限定することは、家斉子が第一次に、「江戸向」を将軍家と限定することは、家斉子が諸大名、「江戸向」を将軍家と限定することは、家斉子が諸大名、「江戸向」とは、「御三家・徳川一門を中心とする大名」と解釈すべきである。

- (3) この点についても、帯刀前掲「加賀藩前田家の縁組に関す
- 題である。 を指しているのかについては、詳細は不明であり、今後の課(31) 史料三中の前田家による「家柄御懇望」がどのような事柄
- (32)「袖裏雑記」二十一(加越能文庫 特一六・二八-二○-二一)。
- 月二十八日条 二三九・二四〇頁)。

33

「袖裏雑記」安永八年

(『加賀藩史料』 第九編

安永八年正

(3)「袖襄雑記」十七(宝暦四年正月ヨリ同四年二月マデ)御親

翰帳之内(加越能文庫 特一六 二八-二〇-一七)。

- 沢市立図書館編『加越能文庫解説目録』下巻一九八一)。(35) 家老役をつとめた前田道済による家老の職務記録である(金
- について相談がなされたため、回答が保留された可能性もあの斉広と金沢の年寄・家老らとの間で鷹司家との縁組の可否を謝絶している状況であり、鷹司家との縁組について、江戸(36) 先述のように、当時は「江戸向之外」・「京都向」との縁組
- 題としたい。 
   題としたい。 
   題としたい。 
   超としたい。 
   な質問を頂いた。この点のが、要請したことであり、体裁を整えるためなど、様々な要家へ要請したことであり、体裁を整えるためなど、様々な要家へ要請したことであり、体裁を整えるためなど、様々な要なので質問を頂いた。この点に、 
   はいいいに、 
   はいいに、 
   はいいに、 
   はいいに、 
   はいに、 
   はいと、 
   はいに、 
   はいには、 
   はいは、 
   は
- 録』下巻)。 による公務関係の公私雑記である(前掲『加越能文庫解説目質藩史料』第十三編八五二頁)。「官私随筆」は年寄奥村栄実編八三六頁)・「官私随筆」文政一一年三月二十二日条(『加(38)「官私随筆」文政一一年二月五日条(『加賀藩史料』第十三
- 政一二~天保一二)の職務日記である(前掲『加越能文庫解十四編九一・九二頁)。「本多政和覚書」は年寄本多政和(文(3))「本多政和覚書」天保二年正月十七日条(『加賀藩史料』第

説目録』下巻)。

(4) 徳田寿秋『前田慶寧と幕末維新』北国新聞社二〇〇七 三

五八頁。

- 上巻九三九・九四○頁)。 (4)「御用方手留」安政五年四月二日条(『加賀藩史料』幕末編
- 編四八・四九頁)。(42)「御親翰帳之書抜」天保元年八月条(『加賀藩史料』第十四
- (4) どのような人物であるか、詳細は不明である
- (4)帯刀前掲「加賀藩前田家の縁組に関する考察」一七三頁。(4)本稿では重ねて同じ家と縁組を行うという意味で使用する。
- 二千両の助力要請があった際には、五百両のみを二条家へ渡とのご指摘を頂いた。しかし実際には、宝永期に二条家から除は助力の拒否や交渉の可能性を広げられるのではないか、関係についてご質問を頂き、大会終了後に、現実の血縁の削(46) 大会当日フロアより、二条家との縁組の有無と助力金との
- は今後の課題としたい。血縁の有無が助力金に影響する可能性は否定できず、この点要請を全面的に受け入れているわけではない。ただし現実の天四)、実際に血縁を有していた期間においても、二条家の

しており(「壽姫様御婚姻一件」(加越能文庫 特一六・一六-

養子を迎えることを希望したが、藩士たちの反対から藩内の(47)藩主重教には嗣子が存在していなかったため、将軍家から

会編『高岡市史』 中巻 青林書院新社一九六三)。 史 通史編二 近世』、金沢市二〇〇五、高岡市央編纂委員真を養子として迎えている(金沢市央編纂委員会編『金沢市関を決定した。明和五年から闡真の説得を開始し、同六年に闡勝興寺に入寺していた前田吉徳の十男闡真を養子とすること

- に関する記録である。 れは年寄村井長穹による前田重教の隠居・同治脩の家督相続(48)「大梁公継統事件」(加越能文庫 特一六・一○-七三)。こ
- 年九月十三日条。(4)「御附方御用留」(加越能文庫 特一六・四二五五)天保二
- 紀要』昭和五五年度一九八一。(5) 松尾美恵子「大名の殿席と家格」『徳川林政史研究所研究
- 岩波書店一九七六所収)。(51) 竹内誠「寛政改革」(岩波講座『日本歴史十二 近世四』
- (52) 山本博文『徳川将軍家の結婚』(文春新書二〇〇五)。
- 姻 再論」など。と婚姻再論」・「近世大名の婚姻範囲」・「近世大名の家格と婚の」、「近世大名の家格と婚の」、「近世大名の家格との家格ののであり、「一句であり、「一句であります。」という。
- (5) 久保前掲「基煕公記にみえる公家と大名」。
- (55)久保前掲「江戸時代における公武婚姻―池田輝子を事例と
- (56) 『寛政重修諸家譜』続群書類従完成会、木村礎・藤野保・村

上直編『藩史大事典』六 雄山閣出版一九九〇。

- 任している。(一八二三)~安政三(一八五六)(三三年間)に関白に就て九五)~文化一一(一八一四)(一九年間)、政通は文政六に大学史料館紀要』五 一九八九 一六頁。政煕は寛政七(一(5) 高埜利彦「禁中並公家諸法度」についての一考察」『学習
- (8) 高埜利彦『江戸幕府と朝廷』山川出版二〇〇一。
- を参照のこと。 二』青木書店一九九三所収)、家近前掲『幕末の朝廷』など(59) 井上勝生「幕末政治史のなかの天皇」(『講座前近代の天皇
- (60) 例えば天皇即位における「諸大夫」年寄と公武関係」『徳川なう制度になっており(宮地正人『天皇制の政治史的研究』を倉書房一九八一 三六頁)、禁裏での進献行為は大名の家格差が反映される形で行われたことが指摘されている(白根格差が反映される形で行われたことが指摘されている(白根格差が反映される形で行われたことが指摘されている(白根格差が反映される形で行われたことが指摘されている(白根本の大名が進者が大学の大名が進者が大学の大名が進
- (61) 実際に薩摩藩島津家が、口宣案など武家官位の叙任書類を のの))。

- 京大学(日本史学研究室紀要別冊近世政治史論叢』二〇一〇(62)拙稿「近世における武家領主の家督相続儀礼と朝廷」(『東
- (63) 同右

掲載予定

- 「天保期の朝廷と幕府」(『日本歴史』六一六 一九九九)。の日本」(『岩波講座日本通史 近世五』岩波書店一九九五)・(铅)『日本歴史体系』三 近世八九三頁、藤田覚「一九世紀前半
- 六 一九九三。(6) 小野将「近世後期の林家と朝幕関係」『史学雑誌』一〇二
- 摩藩主島津重豪の息女であり、近衛家の養女である。(66) 藤田前掲「天保期の朝廷と幕府」。家斉の正室広台院は薩
- 二年に縁組、嘉永元年に死去。の御台所に決定したのち、天保二年に御広式に入り、天保一(行) 山本前掲『徳川将軍家の結婚』。有君は文政一一年に家定
- 掲「両敬の研究」)。 とに義されている(松方前と」(小学館『日本国語大辞典』)と定義されている(松方前互の訪問・応対・文通などの交際に、同等の敬礼を用いたこ(8)「両敬」とは「江戸時代、親戚の間柄にある大名・小名が相
- 子氏は、前田家などの外様大藩の「両敬」については、独自位上左少将を極官とし、殿席も大広間であった。なお松方冬下下段であったのに対し、この斉昌の段階の蜂須賀家は従四(9)前田家の極官は従三位参議であり、江戸城での殿席は大廊

を指摘している(松方前掲「両敬の研究」)。 に設定された親類縁者の中の、さらに一部と結んでいたこと

- (70) こうした事例が一般的なものであるかは現時点では不明で
- (7) 母利前掲「近世大名と公家―公武間交際における「由緒」
- (72)「御通路諸侯」(加越能文庫 特一六 ·一三七)。

と「通路」ー」。

- (73)「御通路諸侯」(加越能文庫(特一六・一三-七)明君。
- (74)澤博勝『近世宗教社会論』吉川弘文館二〇〇八.
- 乱に関連し、江戸に召預となっていた勝興寺住持の帰国を要(75) 西本願寺内の教義論争が全国規模の紛争に発展した三業惑
- 二 四四九頁。(76) 若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』下 吉川弘文館一九七

求する百姓が、西本願寺金沢別院などに参集した事件!

- 条約勅許をめぐる問題が最初の本格的なものであったと考えよる勅許が、幕政において実体として機能したのは、安政の年のペリー来航時に、阿部正弘政権が諸大名や朝廷に意見をよる勅許が、というご質問を頂いた。嘉永六(一八五三)からを指すのか、というご質問を頂いた。嘉永六(一八五三)

具体的には安政期前後の状況を指す。ている。従って、本稿で朝廷の「政治的浮上」といった場合、

[付記]本稿は二○○九年九月十三日に行われた「近世の天皇・朝廷研究第三回大会」においてご意見・ご批判を踏まえ、新たな史料も加えて、加筆・修正を行ったものであり、平成二一年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費二一-九九三二)による研究成果の一部である。史料の閲覧には、金沢市立玉川図書館近世史料館のお世話になり、「近世の天皇・朝廷・研究第三回大会」においてご意見・ご批判を頂か会」においてご意見・ご批判を頂所の会」においてご意見・ご批判を頂所の大皇・朝廷・女院御所研究会の方々からは準備報告の段階から貴重なご意見を女院御所研究会の方々からは準備報告の段階から貴重なご意見をする。末筆ながら謝意を表したい。

(東京大学大学院人文社会系研究科)